

令和4年度 第3回江津市農業委員会総会

日時：令和4年6月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 承認 第1号 農地転用事業計画変更について

第3 承認 第2号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案 第4号 非農地証明について

第8 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第9 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 9番 田代和秋
10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（11名）

盆子原 温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、
河村博幸、佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、吉岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。田植え等が一段落して、皆さん一息つかれていることかと思えます。そういった中、相変わらず江津市内では、コロナ感染者が毎日出ているところで、十分気を付けていただきたいと思います。先月、会議でありましたけれども、今年の8月16日に江の川祭りが2年ぶりに復活をして、開催されるということで、少しずつ元に戻りつつあるという思いであります。また、各地区においても、グランドゴルフとかイベント行事等の再開をされると聞いております。今日もこうして、感染対策ということで、マスクを着用していただいておりますけれども、こういったことも早く元の姿に戻れたらと思っております。十分にご注意をしていただいて、今後もよろしく願いいたします。それでは、ただ今より、令和4年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員から欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解を頂きましたので、2番 山田委員、3番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地転用事業計画変更

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第2、承認第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、承認第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてです。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。申請人は●●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は、許可番号3江農委第●●●号-●●●で令和3年9月24日に、資材置場として許可が出ているものでございます。その場所ですが、

資材置場では無く太陽光発電施設を設置するということでございます。変更理由をしましては、資材置場として使用する予定であったが、隣接地に太陽光発電施設を配置することとなり、統一的な土地活用を図るため、太陽光発電に事業計画変更を行うものであります。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 この場所は右下に向かって中央を道路が走っていますが、これは二宮と敬川の境界の●●●です。ここは二宮地区と言っても、敬川町に最も近くて忘れられているような地域で、何もされていない荒れた土地で資材と言うか、瓦の廃棄ものとか粘土とか廃土とかそのような物が置いてあった所です。この下の方に2軒ほど家がありますけれども、周りは●●●になっていて、太陽光発電施設にしたいということです。周辺に耕作地もなく広い土地で、特に周りに悪い影響を与えることは無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認されました。

地形変更届出

《 松川町上河戸 》

会 長 次に日程第 3、承認第 2 号「農地の地形変更届出について」を議題といたします。事務局の説明に続き、本日は担当委員の二本木委員が欠席のため、担当地区推進委員の佐々木建也推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 承認第 2 号、農地の地形変更届出についてです。農地の所在は松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、所有者は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番地です。松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、所有者は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。松川町上

河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、所有者は●●●●さん持分 1/2、●●●郡●●●村大字●●●番地、●●●●さん持分 1/2、●●●市●●●町●●●番地です。地形変更届出者は島根県浜田県土整備事務所所長、●●●さん、浜田市片庭町 254 番地です。地形変更の理由としましては、対象地は田として長期間耕作されておらず、これからも田としての耕作計画は無く、地権者から農地嵩上げを行って畑作への切り替えを視野に入れた農地整備の要望があったため、公共工事で発生する建設発生土での嵩上げが可能か確認した所、同意が得られた。嵩上げを行うことで将来的に畑作への切替えも可能となることから、対象地の形状を変更したいということでございます。工期は令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日です。隣接地への被害防除については、盛土法面については安定勾で整形し適切に締め固めを行うとともに、隣接地に影響を与えないよう考慮する。また、湧水が発生している所については、土水路を掘り、現状土水路まで適切に排水出来るよう措置するとのことです。以上です。

会 長 それでは、佐々木推進委員から調査結果の報告をお願いします。

佐々木推進委員 位置図の 2 ページをご覧ください。左下の方には 261 号線が走っていきまして、261 号線から工業団地へ入って行く道がありまして、それから●●●m くらい県道川平停車場線に入りまして●●●し、そこから●●●キロくらい直進したのちに●●●、●●●を渡って●●●m くらい入った所に現地がございます。工事中と書いてある道路は、すでに完成した県道川平停車場線になっております。現地ですが、以前から継続して埋め立てている区域であり、今回の申請個所の隣接地の松川町上河戸●●●番と●●●番の所は既に埋め立てています。確認は取れていませんが、地主と県とがこの一帯全部を埋め立てるということで、皆さんの同意を得ているということでした。また、ここは江の川のバックウォーターと都治川の氾濫で、毎年水没するので何も作っておられないということなので、工事残土を投入し嵩上げするのは問題無いかと思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 前にも聞いたことがあるのですが、桜江金城線のトンネル工事の残土で

埋めた所を、県の申請でやっていたのですが、未だに耕土がかえってないです。申請には畑地にかえして耕作すると申請したようですが、もうトンネル工事が済んで何年も経っているのに、耕土は入れてないです。ほん少しの残土を持って来ているだけです。今回のこれも県の申請ですよ。また、こういったことが繰り返されるのではないですか。そういう懸念があります。その点は、どうなのでしょう。

事務局 畑として可能なということでの、地形変更ということをお願いはしているのですが、長谷の方の土地に関しては、どういうふうな状況なのかも確認して、浜田県土の方に問い合わせをしてみたいと思います。

佐々木推進委員 私からもよろしいでしょうか。今現在、埋め立てている所も畑にすると言われていたが、残土がそのままです。田んぼの土を基盤から表土を取って山積みにしておいて、その上に乗せるのかと思ったら、そういうことではなく、ただ残土を持って来て埋め立てたということにしているので、今言われたように疑問に思っています。

会 長 事務局、今の質問に対して、浜田県土事務所へ確認をお願いします。

事務局 はい、わかりました。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出については、承認することに決しました。

農地法 第3条

《 波積町北 》

会 長 次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。番号は1番です。農地の所在は波積町北●●●番、地目は畑、面積は●

会 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 2 番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●府●●●市●●●番地●●●号です。譲受人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。経営面積の拡張ということでございます。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 場所の説明ですが、差し替えの方の位置図をご覧ください。この場所は県道桜江金城線の江尾橋、八戸川の付近で右下の方は江尾地域になる所です。市山の●●●と●●●に隣接した所になります。譲受人の●●●●さんという方は、今は●●●をされている方で、農業をしておられますけれど、現在はほとんどを委託しておりまして、自分で農業に関わることは無く、現場は以前からずっと荒れておりまして、また、この地区は地権者不在が多くなっておりまして、現状を考えると今回の 3 条申請は、この地域にとって大変喜ばしいことだと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 3 番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受

人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。理由としましては、農業経営拡大のためということでございます。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 場所の説明ですが、5ページをご覧ください。先ほどの県道桜江金城線、右側に八戸川がありまして、左側に●●●があります。ちょうど中間点辺りの場所に申請地がございます。申請地近くに建物がありますが、これは今、農機具倉庫になっています。以前はたぶん牛舎だったと思いますが現在は、牛は飼っておられませんので、農機等がここに入っております。この土地ですが、以前に購入されて登記がまだだったので今回改めて申請ということでした。この●●●●さんという方は、ご夫婦で専業農家をしていまして、2人でずっと営農活動をされている方で、ご高齢ではありますが、現地も草も生えて無い状態で、よく管理してありました。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第4条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第5、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地で

す。転用目的は個人住宅の建築です。転用に関しまして、昭和44年から申請地に家を建てているということでございまして、このたび確認をしたところ、土地が農地だったということで、改めて4条申請を提出されております。工期は、その当時の昭和44年4月1日から建築したということで、顛末書が添付されております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は6ページをご覧ください。右上に県道皆井田江津線が走っておりまして、上の方向は都野津町西交差点に当たります。すぐ左側に大きく道が分かれています。これは現在、災害で不通になっている那賀東部広域農道です。この道なりに●●●に行きますと●●●に入る道があります。その細い道路を●●●mくらい西側に行きますと現場がございまして。ここの土地は、●●●さんの母親とお兄さんがここに家を建てて住んでおられましたが、二人とも亡くなられて、次男か三男か分かりませんが●●●さんがここへ帰ってきて住むことになったそうです。その際に、土地が田や畑だったことが分かりまして、今回、顛末書を付けて申請されたということでありまして。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等がございますか。はい、どうぞ。

階本推進委員 申請人は管理不詳のまま、現在は空き家なのですか。

10番委員 いえ、もう住んでおられます。

階本推進委員 この申請人というのは、どういう立場なのか。二宮には住んでおられなかったのですよね。

10番委員 母親とお兄さんが住んでいたのですが、亡くなられたので、いつからか分かりませんが、もう住んでおられると思います。

階本推進委員 わかりました。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請に

については、可決されました。

農地法 第5条

《 桜江町市山 》

会 長 次に日程第6、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1についてです。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●府●●●市●●●番地●●●号です。譲受人は●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年8月末日です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 場所ですが、位置図の4ページをご覧ください。ちょうど桜江金城線と皆井田江津線の交差点、左側に●●●の●●●がありますけれど、その反対側に位置します。ここは既に私が農業委員になった時から、埋め立てておられまして、この交差点から●●●という●●●までは、既に埋め立てて●●●が駐車場として使っておられます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 この場所は、今現在使っているということですか。

9番委員 駐車場では無いですが、●●●の方に向けて駐車場があるので、そこへ入るための通り道のようになっていて、もう、随分前から埋め立てられています。昔の農地は全部、埋め立てられて道路と同じ高さになっています。

階本推進委員 無いでしょう下に農地は。

9番委員 あるとは思いますが、以前から、ここは既に農地としての機能はしていないので赤にしています。自分が農業委員になった時から、1年経たない内に赤にしています。もう、農地として使用するのとは不可能なので。

湯浅推進委員 事務局に確認しますが、これは無許可ということではないのですか。実際、既に埋め立てて使用されているので。

事務局 実際、現地を確認しに行きましたけれども、随分前から埋め立てをしているという感じではありました。これからではなく、既に資材を置いていたり進入路になっているように感じましたが、改めてこれが出てきたという形だと思います。

湯浅推進委員 家を建てた場合には顛末書を付けていますけど、こういった埋め立てで現在使用しているのに、こういった時には顛末書は付けなくて良いのでしょうか。建物の場合は顛末書が付いていますよね。議案書にも出していますし。これは現在、実際に埋め立てて利用している訳ですから。埋め立てた場合は、顛末書はいらないということでしょうか。

会 長 事務局。今、言われていたように、これは私も顛末書が無いのは疑問に思いますので、いつ頃から埋め立てられて利用をしているのか、確認をしていただいて、顛末書を付けてけじめをつける必要があるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 はい、わかりました。

会 長 他にご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは2番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。貸付人は●●●●さん、●●●都●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。借受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。対価は無償です。工期は許可の日から令和4年12月末日です。以上です。

宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●都●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。続きまして、二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●、●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は宅地造成です。転用理由は、申請地を取得し造成工事を行い、宅地として売却したいということでございます。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和5年5月31日となっています。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は8ページをご覧ください。右上から左下に向かって道路がありますが、これは国道9号線です。通称、二宮町の青山地区という所です。9号線から●●●に道路が何本か走っているのですが、この9号線と書かれている所の入り口に●●●があります。この所を●●●mくらい入った所だと思いますが、●●●に位置します。5、6年くらい前まではこの土地の地区を、斜線部分の右側に居住している●●●●さんが耕作しておられました。この●●●●さんは●●●●さんの弟さんではないかと思いますが、現在は全部、草が生い茂っている状態です。三反くらいの申請が出ていることで、宅地造成をして住宅を建てられるのだらうと思います。周辺は住宅が建っており農地も耕作している状態ではありません。これは面積が広いので、事務局が県の許可を申請するのではないかと思います。そういう状況であるため、特別問題は無いかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。なお、この許可申請は30aを超える案件で

会 長 それでは続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いします。

盆子原推進委員 先般、大村委員さんと現地調査に行きました。現場は説明にありまして、写真を見ていただきたいのですが、4ページの右下、家が建ってまして、ここは●●●となっていますが、これは家の登記場所だと思われます。位置図で言いますと、そこが白抜きになっている所ですけど、その手前側、道路に面した所に倉庫がございまして、その中の一部●●●番というのが、既に建物にかかっていると思われます。あとは、原野化しておりまして、農地として再生するのは困難かと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

崎谷推進委員 指導的なところで、されたか分かりませんが、説明の中で●●●番が現況宅地という形になっているということで、非農地証明は良いのですが、●●●番地と●●●番地は宅地になっていると思います。そこら辺も併せて登記等の申請をして下さいということ、話をされないといけないのではないかと思います。

事務局 分かりました。それでは、宅地の部分、あとは原野の部分がどういうふうになるかということになりますけれど、現在、宅地の部分、農地から変更という部分の状況を考えながら今後の地目変更について、正確に登記を行って下さいということ、申請代理の●●●行政書士さんに伝えたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

崎谷推進委員 はい。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第8、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画の承認（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1 枚めくっていただくと集計表がございます。2 ページ目からご覧下さい。番号は 1 番。農地の所在は川平町南川上●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、川平町南川上●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●都●●●区●●●町●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で賃貸借です。期間は 9 年 6 ヶ月で令和 4 年 7 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日です。10a 当り●●●円です。続きまして、2 番です。農地の所在は松川町下河戸●●●番、登記簿は原野で現況は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。同じく中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日、9 年 6 ヶ月です。次に 3 番。農地の所在は川平町南川上●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。同じく中間管理事業で賃貸借、10a 当り●●●千円です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日、9 年 6 ヶ月です。次のページです。4 番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、都野津町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃貸借で中間管理事業です。賃借料は 10a 当り●●●円です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日、14 年 6 ヶ月です。次に 5 番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、5 年 6 ヶ

月です。次に 6 番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。同じく中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、5 年 6 ヶ月です。次のページです。番号は 7 番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●府●●●市●●●丁目●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。同じく中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、5 年 6 ヶ月です。次に 8 番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●府●●●市●●●丁目●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、5 年 6 ヶ月です。次に 9 番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●m²です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日、5 年 6 ヶ月です。次のページ、10 番です。農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積が●●●m²、都治町●●●番、地目は田、面積が●●●m²です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日、10 年 6 ヶ月です。次に 11 番。農地の所在は都治町●●●番、地目は田、面積が●●●m²です。利用権設定する者が●●●●さん・●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和 4 年 7 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日、10 年 6 ヶ月です。次に 12 番。農地の所在は都治町●●●番、地目は田、

面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和4年7月1日から令和14年12月31日、10年6ヶ月です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

5番委員 　よろしいですか。

会 長 　はい、どうぞ。

5番委員 　8番は再設定になっていますが、これは新規です。

事務局 　分かりました。訂正をしておきます。申し訳ございません。

会 長 　8番が新規ですね。分かりました。他にご質問等ございませんか。

5番委員 　はい。

会 長 　はい、どうぞ。

崎谷推進委員 　4番の都野津町の所ですが、利用目的が畑で新規でされるようですが、これはハウスを建てられるのでしょうか。

事務局 　そこのところまでは聞いてはいないのですが、施設野菜で営農しておられるので、そういうハウスを建ててという形にはなってくるかと思えます。

会 長 　よろしいでしょうか。

崎谷推進委員 　はい。

会 長 　他にございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 　10番から12番の所ですが、●●●さんとか●●●さんは●●●●●●●の役員ではないですか。

事務局 　いいえ、二人とも役員ではありません。

階本推進委員 　●●●●●●の代表者はどなたですか。

事務局 　●●●●●●の代表者は、●●●●さんという方です。

会 長 　よろしいでしょうか。

階本推進委員 　はい。

会 長 　他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第 2 号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。先ほどと同じように 1 ページ目には、集計表がございます。次の 2 ページをご覧ください。利用権設定でこれは先ほどと違いまして、相対の方式でございます。番号 1 番です。農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用貸借で、期間は 2 年 9 ヶ月でございます。次に 2 番、農地の所在は波積町北●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。賃貸借で 10a 当りの賃借料は●●●円で、期間は 5 年間です。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

吉岐推進委員 以前にもありましたが同じ賃貸の関係で、●●●●●●が受ける場合には条件が付いていたと思うのですが、この分は条件が付いていませんが、何か変わったのでしょうか。

事務局 変わっておりません。

吉岐推進委員 条件は。

事務局 条件は、●●●●●●が受ける場合には事業中止の際には農地復元したのちに返却という具合に、付帯条件は当然付いております。

壱岐推進委員 それで、ここには書かなくてもいいのですか。

事務局 申し訳ありません。書き落としです。

壱岐推進委員 漏れたということですね。分かりました。

会 長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 1 ページの集計の所ですが、桜江地区が桜江町谷住郷になっていますが、これは江尾ではないですか。

事務局 申し訳ありません。記載間違いです。訂正しておきます。

会 長 江尾ですね。よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 9、その他について事務局から、農業委員会の農地利用最適化推進の実施状況並びに新たな目標設定等についてお願いいたします。

事務局 先月、令和 3 年度の農業委員会の農地利用最適化推進の状況、その他業務の実施状況と令和 4 年度の最適化活動の目標の設定ということをお渡しした所です。その内容を入れたものということで、お手元の方に配らせていただきました。結果表は、最適化の目標として集積の実績を入れておりますが、3 ページにですが遊休農地の解消という部分で実績が無いということ記載してあります。

この部分は今後、緑区分の解消ということで、今回実績にはあがっていませんが、これからということで、汲み取ってもらえればと思います。それで、次の 4 ページについては、活動強化月間の設定ということで、呼びかけはして無かったのですが、8 月～9 月で遊休農地の解消に伴う利用状況調査をしましたということと、それから皆さんが参加していただいた人農地プランで、地域での話し合いに参加したということでの実績としております。ご一読いただ

ければと思います。目標についてですが、目標等は現在と、それから今回遊休農地の解消に向けてという形で、2 ページ目の現状の所には現在 1 号遊休が去年調べていただいた時の 172ha とあります。その内、草刈りをすれば復元するのが 138ha、基盤整備をすれば復元するのが 34ha ということでの割合になっています。それを解消していくということでの目標をとりあえずは付けていますが、目標 10ha ということにしていますので、今後、推進ということをお願いしたいと思います。それと、次のページ、最適化活動の活動目標は最適化活動の皆さんの毎月における活動日数なのですけれども、最低 5 日間ということで、この間話をさせてもらった所ですが、国の方針もあって目標としては 10 日間というように記載しております。出来る限り活動をお願いします。内容的には、前回からやってきたことなので、引き続きお願いしたいと思います。それから、下の(3)番、新規参入の相談会の参加ということですが、これは農林水産課の方が、新農業人フェアとその就農相談会の方に参加するのですけれども、どういうふうな形で就農を図るのかということ、新規就農誘導に向けての方向性という部分を論議する会議に出席をしてから就農活動に繋げていくということです。また、オンラインツアーということですが、パソコンで行われる訳ですけれども、その場合には農地情報で提供をしていこうという計画をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上、詳しい所はご一読していただいて、ご質問があればお答えしていきたいと思います。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。それぞれの目標、月 10 日間となっていますので、頑張りましょう。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。はい、どうぞ。

盆子原推進委員 今、新規就農は大変で、新年度の新規は色々な取り組みをしています。しかし、それをするためにも社会基盤がとても脆弱でして、どうしても新規就農が大変です。具体的に何かと言いますと、山間部は上水道が通っておりません。そのため、長いことそういう定住基盤は整備されていても、上水道等が整備されていないと入りにくいということで、最後は断念されています。どうか定住促進あるいはこの政策企画で、少しでも事業等出来るだけ推進していただけることをお願いしたいと思います。そうすれば、中山間地でもそういう事が出来るのではないかと考えております。今の方はギリギリで生活して工夫され

ているのですけれども、飲み水で苦労されているからということで、皆控えております。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。

事務局 定住促進や空き家バンク等、政策推進のためにも、また基盤整備に向けての話を繋いでいきたいと思えます。

会 長 他にその他、ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第3回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は7月20日の水曜日、江津市総合市民センターで行いますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前11時00分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員